

くらしいきいきフェア

2018年 消費者月間テーマ「ともに築こう豊かな消費社会～誰一人取り残さない」

消費者月間記念講演会

「うそ?! おおげさ~! 紛らわしい!!
広告を見る力を養おう」

日時：5月30日（水曜日）
13:30 ~ 15:30



講師：（公社）日本広告審査機構 JARO
関西事務所 武田典子 氏

場所：尼崎市立消費生活センター 視聴覚室

広告は、商品を選ぶ大事な手段です。広告を見る目を養いましょう！

■ 悪質商法追放街頭キャンペーン

5月21日（月）10:30~12:00 阪急武庫之荘駅周辺

■ ギャラリー展示 「私たちの暮らしと消費生活史」

暮らしの移り変わりや商品、広告についての展示をします。

5月29日（火）～6月1日（金）10:00～17:00（最終は16:30まで）
クイズラリーを開催します。参加者には粗品プレゼント♪

■ 新鮮地元野菜の販売 尼崎消費者協会主催

5月29日（火）9:30～売り切れ次第終了

消費生活センター玄関付近

講演会の申込は、5月7日（月）から
消費生活センターへ電話か来所でお申込みください。 先着順。

電話（06）6438 4194 平日9:00～17:30



主催：尼崎市（担当課：消費生活センター・計量担当課） 企画：尼崎消費者協会

見守り 新鮮情報

宅地建物取引業の免許を持つ業者から、電話で何度も、昔両親が400万円で購入した**雑木林の売却**を持ちかけられた。断ったが「約**5千万円で買い取る**」と言われ根負けし、会って話を聞いた。「**他の土地と一緒に購入すれば節税になる**」「**購入費用は後で返す**」等と説明され、よく分からなかったが、買い手のつかない**土地が売れるなら**と思い、約**400万円**支払って**契約書にサイン**した。しかし、いつまでも購入費用は**返金されず**、業者は**電話に出ない**。契約書を確認すると、雑木林を1200万円で売り、原野を**1600万円で購入**する契約となっていた。(60歳代 女性)



雑木林を売却したはずが、別の新たな原野を買わされた

ひとこと助言



見守るくん

- 過去に原野商法(値上がりの見込みがほとんどないような原野や山林等の土地を、将来値上がりするように偽って販売する手口)の被害に遭った人や、それらの土地を相続した人に、「土地を高く買い取る」と持ち掛け、言葉巧みに売却額より高い値段の新たな土地も一緒に購入させる二次被害の相談が見られます。
- 「土地を買い取る」「お金は後で返す」などと言われても、きっぱりと断り、絶対にお金を支払わないようにしましょう。
- 宅地建物取引業の免許があっても、悪質な勧誘を行う業者もいるので、注意が必要です。
- 一度お金を支払ってしまうと、取り戻すのは困難です。不審な点を感じたら、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第306号(2018年4月17日)発行：独立行政法人国民生活センター

ご相談は、尼崎市立消費生活センターへ

06-6438-0999

平日 9:00~12:00・13:00~16:00

〒661-0033

尼崎市南武庫之荘3-36-1

(阪急武庫之荘駅から南へ徒歩3分)